

東京大学スポーツ先端科学連携研究機構顧問に関する内規

令和3年5月12日制定

令和6年5月 8日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構内規第6条第4項に基づき、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構（以下「機構」という。）の顧問について定めるものとする。

(任務)

第2条 顧問は、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構長（以下「機構長」という。）の諮問に応え、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構運営委員会（以下「委員会」という。）に出席し、機構の運営に関し助言し、意見を述べることができる。

(委嘱)

第3条 顧問は、前条の任務に関し高い識見を有する学外者のうちから、委員会の議を経て、機構長がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年5月12日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和6年5月8日から施行する。
- 2 この内規の施行の際現に委嘱されている顧問の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。